

調 査 票

男女共同参画に関する市民意識調査

《 アンケートへのご協力をお願いします 》

市民の皆さまには、日ごろより市政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

男女が社会のあらゆる場に参画し、その個性や能力を十分に発揮することのできる『男女共同参画社会』の実現は、少子高齢化の進展や国内経済状況などに対応していくためにも、ますます重要となっています。藤沢市では、2011年（平成23年）3月に「ふじさわ男女共同参画プラン2020」を策定、2013年（平成25年）3月には、「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定するなど、さまざまな取組みをおこなっております。

このたびは、次期プランの見直しや今後の施策推進の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施いたします。

この調査は、市内にお住まいの満18歳から69歳までの市民の皆さまから3,000人を無作為に選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。ご回答いただいた調査内容により回答者個人が特定されることや、個々の回答内容が他にもれることは一切ございません。

ご多忙のおり大変恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2013年（平成25年）11月

藤沢市長 鈴木恒夫

《 ご記入にあたって 》

- ◆ この調査票は、あて名の方ご自身の判断でご記入ください。
- ◆ お答えは、あてはまる回答の番号に○をお付けください。「その他」を選ばれた場合は、お手数ですが、（ ）内にその内容を具体的にご記入ください。
- ◆ ご自身に該当しない設問の場合、一般的なこととしてご自身ならどうするかをお答えください。
- ◆ お答えによっては、質問を飛ばしていただく場合があります。その場合は、設問文に従ってお進みください。
- ◆ ご記入いただきました調査票は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手不要）にて、12月5日（木）までにご投函ください。

《 記入上ご不明な点、調査に関するお問い合わせ先 》

藤沢市 企画政策部 人権男女共同参画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 Tel 25-1111（内線2131）

■B. 結婚・家庭生活についておたずねします

Q4 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、これについてあなたはどのようにお考えになりますか。
1つだけ お選びください。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |

Q5 「女性が職業をもつこと」について、どのような形が最も望ましいと思いますか。あなたの考えに近いものを
1つだけ お選びください。

1. 結婚したり、子どもができたりしても、ずっと職業をもつ方がよい
2. 結婚するまで職業をもち、後はもたない方がよい
3. 子どもができるまで職業をもち、後は子育てに専念するためにもたない方がよい
4. 子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかまらなくなって再びもつ方がよい
5. 女性は職業をもたない方がよい
6. その他（具体的に: _____)

Q6 あなたは、つぎにあげる家庭における役割は、夫と妻のどちらがおこなうのが望ましいと思いますか。
(1) ~ (9) の各項目につき 1つずつ 選び、○をお付けください。

	主に夫	主に妻	夫・妻で 協力	夫・妻以外 の家族	家族で 協力
(1) 生活費を得る	1	2	3	4	5
(2) 家庭の重大問題の決定	1	2	3	4	5
(3) 食事の支度	1	2	3	4	5
(4) 食事の後片付け	1	2	3	4	5
(5) 掃除・洗濯	1	2	3	4	5
(6) 子育て・子どものしつけ	1	2	3	4	5
(7) 学校行事等への参加	1	2	3	4	5
(8) 介護・看護	1	2	3	4	5
(9) 自治会・町内会等への参加	1	2	3	4	5

C. 仕事と家庭の両立についておたずねします

Q7

あなたは現在職業をもっていますか。1つだけ お選びください。

- 1. 職業をもっている▶ Q7-1 へお進みください
- 2. 以前は職業をもっていたが、現在はもっていない▶ Q8 へお進みください
- 3. いままで職業をもったことがない▶ Q9 へお進みください

Q7

Q7で「1. 職業をもっている」とお答えの方におたずねします。

Q7-1

あなたの就業形態は、つぎのどれに該当しますか。1つだけ お選びください。

- 1. 自営・会社経営
- 2. 家族従業員
- 3. 管理職・会社役員
- 4. 正社員・正職員
- 5. パートタイマー
- 6. 契約社員・派遣社員
- 7. 臨時・アルバイト
- 8. 内職
- 9. その他（具体的に： _____）

Q7-2

あなたの実労働時間は、つぎのどれに該当しますか。一日平均として 1つだけ お選びください。

- 1. 3時間未満
- 2. 3時間以上～5時間未満
- 3. 5時間以上～7時間未満
- 4. 7時間以上～9時間未満
- 5. 9時間以上

Q7-3

あなたの通勤時間はどれくらいですか？（ ）にご記入ください。

通勤時間（往復） 約（ ）分

Q7-4

妊娠中及び産前産後の休暇、育児休業、病児のための看護休暇、介護休業を取得したことがありますか。または、取得したいと思いますか。

(1)～(5)の各項目につき 1つずつ 選び、○をお付けください。

	取得したことがある	取得したい	取得したいが取得できない	取得するつもりはない	制度がない	わからない
(1) 妊娠中及び産前産後の休暇（女性の方のみ）	1	2	3	4	5	6
(2) 配偶者出産休暇（男性のみ）	1	2	3	4	5	6
(3) 育児休業	1	2	3	4	5	6
(4) 病児のための看護休暇	1	2	3	4	5	6
(5) 介護休業	1	2	3	4	5	6

Q7-4-1へ

Q7-4-1

Q7-4 で1つでも「取得したことがある」とお答えの方におたずねします。
取得する前後の勤務先の対応はどうでしたか。あてはまるものをすべて お選びください。

1. 取得を申請するとき、勤務先は協力的だった
2. 取得を申請しようとしたが、勤務先が難色を示した
3. 取得後に復職したが、昇進や給与など何らかの不利益を被った
4. 取得後、復職しようとしたが勤務先が難色を示した
5. 取得後、勤務先や周囲が取得の理由について理解してくれるようになった
6. 取得中に円滑な復職のための講習や情報提供があった
7. 取得後に復職したが、取得前と変わったことはなかった
8. その他（具体的に: _____)

Q8

Q7で「2. 以前職業をもっていたが、現在はもっていない」とお答えの方におたずねします。
あなたが、以前の職業をやめたのはなぜですか。3つまで お選びください。

1. 健康や体力の面で不安があったから
2. 結婚したから
3. 家事・育児・介護に専念したかったから
4. 家事・育児・介護の役目を自分が担わざるを得なかったから
5. 家族や周囲が働くことを望まなかったから
6. 自分が働かなくても、他の家族の収入で充分だったから
7. 仕事が自分の能力や性格に合わなかったから
8. 育児休業や介護休業などの制度が不十分だったから
9. 勤務場所、勤務時間、賃金などの勤務条件が合わなくなったから
10. 不況のため仕事がなくなったから
11. 定年退職したから
12. その他（具体的に: _____)

Q9

自らの能力を発揮していきいきと働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。重要だと思われるものを5つまで お選びください。

1. パートでも社員でも同一価値労働は、同一賃金にする
2. 労働時間を短くするなど調整して、男性も女性も地域や家庭とのかかわりができるようにする
3. 職場の意思決定の場に女性をもっと参画させる
4. 補助的な仕事を女性だけにさせるような性別での役割分担をなくす
5. 出産、育児、介護休暇を男女とも取りやすくする
6. 職場でセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、パワーハラスメント（職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ）防止の人権教育をしっかりとる
7. セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントなどを安心して訴えることのできる相談窓口の充実を図る
8. 昇級・昇格の条件となる教育を平等に受けられるようにする
9. 企業などに男女共同参画についての啓発事業をおこなう

Q10

あなたは、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。1つだけ お選びください。

1. 言葉も内容も知っている
2. 言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない
3. 言葉も内容も知らない
4. わからない

Q11 この問いは、次の説明をよく読んでからお答えください。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことです。

政府では「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会」について、以下の3つの項目を掲げています。あなた自身の生活や身の回りの環境から判断して、それぞれの項目が5年前と比較してどのように変化していると思いますか。最も近いものをそれぞれ **1つだけ** お選びください。

(1) 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

1. 良くなったと思う
2. どちらかといえば良くなったと思う
3. 変わらないと思う
4. どちらかといえば悪くなったと思う
5. 悪くなったと思う
6. わからない

(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などをもてる。

1. 良くなったと思う
2. どちらかといえば良くなったと思う
3. 変わらないと思う
4. どちらかといえば悪くなったと思う
5. 悪くなったと思う
6. わからない

(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもってさまざまな働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

1. 良くなったと思う
2. どちらかといえば良くなったと思う
3. 変わらないと思う
4. どちらかといえば悪くなったと思う
5. 悪くなったと思う
6. わからない

働く人が仕事と育児や介護を両立できるように支援する「改正育児・介護休業法」では、働く人は、子育て中に原則子どもが1歳になるまで男女ともに「育児休業」を取得することができ、介護が必要な人がいる場合には、「介護休業」を取得することができるとしています。

Q12 育児休業の女性の取得率は、83.6%（平成24年度）ですが、男性の取得率は1.89%に留まっています。男性の育児休業利用率を高めるためには、どのようにしたらよいと思われますか。 **3つまで** お選びください。

1. 育児休業取得者に対し、経済的な保障をする
2. 妊娠期のパパ・ママ教室などで育児休業取得の啓発をおこなう
3. 男性に、家族に対する責任感をもってもらう
4. 社会一般への啓発活動をすすめる
5. 制度の利用者が、職場で不利益を受けないようにする
6. 企業等に対し、育児休業取得促進に向けた啓発をおこなう
7. 男性の育児休業の取組みに熱心な企業の認証や表彰など、PRを進める
8. 企業に対して男性の育児休業取得率が一定以上になるよう義務付ける
9. 企業に対して男性の育児休業取得を短期であっても義務付ける
10. その他（具体的に： _____)

Q13 男女ともに介護休業の取得が進まないのはなぜだと思いますか。 **3つまで** お選びください。

1. 経済的な保障がないから
2. 取得日数の制限があり、介護の長期化に対応できないから
3. 職場で不利益を受けるため
4. 会社の制度が使いにくいから
5. 家族(特に女性)が面倒をみるべきだという社会通念があるから
6. 男性が介護のために休業することに対する近親者やまわりの目があるから
7. その他（具体的に： _____)

Q14 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うことを **3つまで** お選びください。

1. 家事・育児や介護に関する知識や技術の習得
2. 家族間の理解を深める
3. 仕事優先の考え方を見直す
4. 男女が家事を分担するような子どもの頃からの育て方や教育
5. 労働時間の短縮により、仕事以外の時間を多くもてるようにする
6. 育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい就労環境
7. 男女で異なる賃金体系を是正し、育児・介護休業取得による男女間の経済的影響の差をなくす
8. 柔軟な就労時間や在宅勤務など多様な働き方が可能な就労形態
9. 男性が家事などをおこなうことについて、社会的評価を高める
10. 地域の支援や各種サービスの充実により、家事・育児・介護の負担を減らす
11. 男女ともに参加できる子育て・介護などの仲間(ネットワーク)づくり
12. 家庭と仕事の両立について、男女ともに相談しやすい窓口の設置
13. その他（具体的に： _____)

■D. 社会参画についておたずねします

Q15 あなたはこの1～2年の間に、以下のような活動に参加したことがありますか。 あてはまるものをすべて お選びください。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 1. 子ども会など青少年育成に関する活動 | 2. PTAなどの活動 |
| 3. 育児支援のための活動 | 4. 町内会や自治会などの活動 |
| 5. リサイクル、共同購入などの消費者活動 | 6. 公害防止、環境保護などの活動 |
| 7. お年寄りや障がいのある人のための福祉・ボランティア活動 | |
| 8. 地域での自主的なグループ・サークル活動 | 9. 民間のカルチャーセンターやスポーツクラブなどでの活動 |
| 10. 市の講座や市主催の活動 | 11. 男女平等・共同参画に関する活動 |
| 12. DV(ドメスティック・バイオレンス)防止・被害者支援のための活動 | |
| 13. その他の活動 (具体的に: _____) | |
| 14. どれにも参加したことがない | |

Q15-1 Q15で「14. どれにも参加したことがない」とお答えの方におたずねします。
あなたが活動をしていない理由は、どのようなことでしょうか。 おもな理由を3つまで お選びください。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 仕事をしている | 2. 子どもに手がかかる |
| 3. 家族の介護がある | 4. どんな活動があるか情報が無い |
| 5. 人間関係がわずらわしい | 6. 関心がない |
| 7. 身近に活動したい団体がない | |
| 8. その他 (具体的に: _____) | |

Q16 今日の社会は、さまざまなボランティア活動や地域活動により支えられていますが、これらの活動にさらに多くの市民が参加するには、何が必要だと思いますか。 3つまで お選びください。

1. 広報紙などによる活動内容の情報提供
2. 活動を呼びかける啓発
3. 活動につながる学習機会を設ける
4. 労働時間の短縮や休暇制度の普及により、活動をおこなう時間のゆとりをつくる
5. 職場や学校でボランティア活動等の大切さを教える
6. 一緒に参加する仲間をつくる
7. ボランティアであっても活動経費は支払われるようにする
8. 代表や会長職に就く女性を増やす
9. その他 (具体的に: _____)

■E. 男女の人権についておたずねします

- Q17** テレビ、新聞、雑誌などのメディアにおける性表現・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。
 (1)～(4)の各項目につき 1つずつ 選び、○をお付けください。また、その他にご意見がありましたら、(5)の欄にご記入ください。

	非常に そう思う	やや 思う	あまり 思わない	思わ ない
(1) 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	1	2	3	4
(2) 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	1	2	3	4
(3) 女性に対する犯罪を助長する恐れがある	1	2	3	4
(4) そのような表現を望まない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない	1	2	3	4
(5) その他 (具体的に: _____)				

- Q18** あなたは職場・地域・学校などで、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを受けたり、あるいはしたり、身近で見聞きしたことがありますか。(1)～(15)の各項目について1から5のうち1つずつ 選び、○をお付けください。また、その他の行為についてご経験がありましたら、(16)の欄にご記入ください。

	受けた ことがある	したこと がある	見聞きし たことが ある	相談を受 けたこと がある	自分のま わりには ないと思 う
(1) いやがっているのに、性に関する話を聞かせる	1	2	3	4	5
(2) 「女だから」、「女のくせに」と差別的な発言をする	1	2	3	4	5
(3) 仕事中に異性の身体を触る	1	2	3	4	5
(4) 宴会でお酌やデュエットを強要する	1	2	3	4	5
(5) 上司が地位を利用した性的誘いをする	1	2	3	4	5
(6) 性的な噂話などによって、職場に居づらくする	1	2	3	4	5
(7) 仕事に関係のない食事にたびたび誘う	1	2	3	4	5
(8) 結婚の予定や出産予定をたびたび聞く	1	2	3	4	5
(9) 容姿について繰り返し言う	1	2	3	4	5
(10) 帰宅途中、後をつける	1	2	3	4	5
(11) 性的な内容の手紙・メール・電話をする	1	2	3	4	5
(12) ヌード写真などを職場に貼る、見せる	1	2	3	4	5
(13) 「お前の仕事のできは最悪だ」「クビを覚悟しろ」と頭ごなしに罵倒される	1	2	3	4	5
(14) 挨拶をしても自分だけ無視される	1	2	3	4	5
(15) きちんと仕事を与えてもらえない	1	2	3	4	5
(16) その他 (_____)	1	2	3	4	5

藤沢市では、2012年度（平成24年度）に「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、配偶者や恋人・家族等からの暴力（DV）の防止と被害者に対するきめ細かで切れ目のない支援を行っています。

Q19 あなたは、次のようなことが夫婦の間でおこなわれた場合、それを暴力だと思いますか。(1)～(13)の各項目について1から4のうちあなたの考えに近い番号を**1つずつ** 選び、○をお付けください。

	暴力にあたる	暴力にあたる場合もそうでない場合もある	暴力にはあたらぬ	わからない
(1)何を言っても無視する	1	2	3	4
(2)交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3	4
(3)外出しないように言う	1	2	3	4
(4)大切にしているものをわざと壊す・捨てる	1	2	3	4
(5)「誰のおかげで食べられるんだ」等の発言	1	2	3	4
(6)殴るふり、怒鳴るなど脅す	1	2	3	4
(7)医師の治療は必要ない暴力	1	2	3	4
(8)医師の治療が必要となるほどの暴力	1	2	3	4
(9)命の危険を感じるほどの暴力	1	2	3	4
(10)見たくないのにポルノ等を見せる	1	2	3	4
(11)避妊に協力しない	1	2	3	4
(12)いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3	4
(13)生活費を渡さない	1	2	3	4

Q20 平成13年4月に「配偶者暴力防止法」が制定され、平成20年に改正法が成立した後、平成25年6月に交際相手からの暴力についても法の適用対象とする改正法が成立しました。あなたは、配偶者・恋人から、次のような暴力を振るわれたり、あるいは配偶者・恋人に暴力を振るったり、身近で見聞きしたことはありますか。(1)～(14)の各項目について1から4のうち**1つずつ** 選び、○をお付けください。

	ふるわれたことがある	ふるったことがある	見聞きしたことがある	自分のまわりにはいないと思う
(1)何を言っても無視する	1	2	3	4
(2)交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3	4
(3)外出しないように言う	1	2	3	4
(4)大切にしているものをわざと壊す・捨てる	1	2	3	4
(5)「誰のおかげで食べられるんだ」等の発言	1	2	3	4
(6)殴るふり、怒鳴るなど脅す	1	2	3	4
(7)医師の治療は必要ない暴力	1	2	3	4
(8)医師の治療が必要となるほどの暴力	1	2	3	4
(9)命の危険を感じるほどの暴力	1	2	3	4
(10)見たくないのにポルノ等を見せる	1	2	3	4
(11)避妊に協力しない	1	2	3	4
(12)いやがっているのに性的な行為を強要する	1	2	3	4
(13)生活費を渡さない	1	2	3	4
(14)その他()	1	2	3	4

Q21

Q18でセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを「1. 受けたことがある」、ならびにQ20で暴力を「1. ふるわれたことがある」とお答えの方におたずねします。あなたは、このような行為を受けていることについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。**1つだけ** お選びください。

- 1. 相談した▶ Q21-1 へお進みください。
 - 2. 相談したかったが、しなかった
 - 3. 相談しようとは思わなかった
- } 2, 3とお答えの方はQ21-2にお進みください。

Q21-1

Q21で「1. 相談した」とお答えの方におたずねします。

実際に、どこ（だれ）に相談しましたか。 **あてはまるものをすべて** お選びください。

- 1. 家族
- 2. 友人・知人
- 3. 同じ経験をした人
- 4. 家庭裁判所・弁護士・警察など
- 5. 公的機関(相談窓口、電話相談)
- 6. 医師・カウンセラーなど
- 7. 民間の機関など(NPO などの民間支援グループ)
- 8. その他 ()

Q21-2

Q21で「2. 相談したかったがしなかった」、「3. 相談しようとは思わなかった」とお答えの方におたずねします。実際に、どこにも相談しなかったのはなぜですか。 **あてはまるものをすべて** お選びください。

- 1. どこに相談したらよいかわからなかったから
- 2. 周りに相談する人がいなかったから
- 3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 4. 相談しても無駄だと思ったから
- 5. 相談したことがわかったと、仕返しやもっとひどい暴力を受けると思ったから
- 6. 自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから
- 7. 他人を巻き込みたくなかったから
- 8. 身内に危害が及ぶと思ったから
- 9. 自分にも悪いところがあると思ったから
- 10. 相談するほどのことではないと思ったから
- 11. その他（具体的に:)

Q22

あなたは、「デートDV(交際相手からの暴力)」という言葉を知っていますか。**1つだけ** お選びください。

- 1. 言葉も、その内容も知っている
- 2. 言葉があることは知っているが、内容はよく知らない
- 3. 言葉があることを知らなかった

Q23

あなたは、DV等の相談先として次のような窓口をご存じですか。1から13のうちご存じのもの **すべて** に○をお付けください。

【藤沢市の相談窓口】	1. 福祉事務所	2. 福祉保健総合相談室	3. 人権相談
【神奈川県相談窓口】	4. かながわ県民センター窓口	5. かながわ女性センター窓口	
	6. 多言語による相談	7. 男性被害者相談	
	8. 女性への暴力相談“週末ホットライン”		
【横浜地方法務局の相談窓口】	9. 横浜地方法務局“女性の人権ホットライン”		
【神奈川県警察本部】	10. 警察総合相談		
	11. 女性・子どものための相談(ストーカー・DV被害等)		
	12. 性犯罪被害 110 番		
【神奈川人権センター】	13. DVに悩む男性のための電話相談		

藤沢市では、相談先一覧を載せた「DV相談窓口案内カード」を作成し、市内公共施設・百貨店・デパート等の女性トイレに配架し、また街頭配布もしています。

Q24 あなたは、「DV相談窓口案内カード」をご存じですか。

1. もらったことがある
2. 見たことがある
3. 聞いたことがある
4. 知らない



Q25 DVを防ぐには、どのようにしたらよいとお考えですか。重要だと思われるものを3つまで お選びください。

1. 男女は対等であることの教育を推進する
2. あらゆる所で暴力を防止するための教育をおこなう
3. 地域のつながりを深め、互いに見守れる社会をつくる
4. 暴力は人権侵害であるという広報・啓発活動を積極的におこなう
5. 被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす
6. 被害者を発見しやすい立場にある警察・医療関係など対し、研修や啓発をおこなう
7. 加害者が相談できる身近な窓口を設置する
8. 加害者に対し、再発防止のための教育をおこなう
9. 加害者への罰則を強化する
10. 暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、コンピュータソフトなど)を取り締まる
11. その他（具体的に：)

■F. 男女共同参画に必要な施策についておたずねします

藤沢市では、「男女が共に生きる情報紙 かがやけ地球」を発行し、市内公共施設、郵便局、銀行、農協等に配架しています。

Q26 あなたは、「男女が共に生きる情報紙 かがやけ地球」をご存じですか。

1. 読んだことがある
2. 知っているが読んだことはない
3. 知らない



藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

2014年（平成26年）3月

藤沢市企画政策部人権男女共同参画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電 話 0466-25-1111(代表)